

淡路市産後ケア事業 のご案内



淡路市では、出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活を応援するため「産後ケア事業」を兵庫県立淡路医療センターと連携して実施しています。産後のお母さんの健康管理と生活に対するアドバイス、授乳・沐浴指導、育児相談等が受けられます。

く 利用できる方 >

淡路市に住所がある産後 1 年までのお母さんと赤ちゃんで、下記のいずれかに当てはまり、淡路市の保健師・助産師と面接させていただいた結果、事業の利用が必要と認められる方

- ①産後、ご家族等から家事や育児等の十分な援助が得られない
- ②産後の体調がすぐれない、育児に対しての不安や疲れを感じている
 - ※ 医療行為が必要な方は利用できません。利用中に体調不良となった場合は、受診をおすすめします。

く ケアの内容 >

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせ、助産師等のスタッフから次のサービスが受けられます

- お母さんの心身の健康管理と産後の生活に関するアドバイス
- ・授乳のためのケア(乳房マッサージを含む)
- ・赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- ・沐浴や授乳等育児に関する相談、指導
- ・お母さんの休息の援助 など

< 利用の内容・場所・料金・回数等 >

事業区分	実施機関	自己負担金 (1日あたり)	利用日数	備考 (利用時間等)
デイサービス (通所)型	兵庫県立淡路医療センター 4 東病棟 住所:洲本市塩屋1丁目1-137 0799-22-1200(代表)	1,800円(昼食代込み) ※多胎児の場合加算900円/人	合計7日 まで	基本 10:00~17:00 のあいだ

※ 生活保護世帯の場合 : 自己負担金はありません。

< 注意点 >

- 利用には<u>申請が必要</u>です。 事前に健康増進課へお問い合わせください。 原則、利用希望の3日前(土日祝を除く)までに申し込みをしてください。
- 利用日及び時間等は、その都度実施機関と調整します。状況により、ご希望に添えないこともあります。
- 事業実施に当たり人員や物品の準備等あるため、予定していた日程を変更または中止する場合は、 前日の17:00までには健康増進課へ連絡をお願いします。 それまでに連絡がなく、自己都合により変 更又は中止した場合、自己負担額をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。
 - ☆ お申し込み・問い合わせ先 ☆

淡路市役所 健康増進課(市役所1号館12番窓口)

住所: 淡路市生穂新島8番地 電話: 0799-64-2541



淡路市産後ケア事業を利用される方へ

事業の利用に当たり、下記の内容について再度ご確認ください。

	利用予定のサービス			
	デイサービス(通所)型			
初回 利用の日時	年 月 日() : ~			
場所	兵庫県立淡路医療センター (住所:洲本市塩屋1丁目1-137)			
持ち物	母子健康手帳			
忘れ物がないようにチ	保険証(お母さんのもの)			
ェックしましょう!	保険証(赤ちゃんのもの) ※未発行の場合はなし			
	自己負担金(1,800円/回)			
3	おしりふき			
≫	コップ・はし・スプーン			

お願い

- ○自己負担金は、利用終了後、淡路医療センターの会計に直接お支払いください。
- 〇事業実施に当たり人員や物品の準備等あるため、予定していた日程を変更または中止する場合は、 前日の17:00までには下記の窓口に連絡をお願いします。 それまでに連絡がなく、自己都合により 変更又は中止した場合、自己負担額をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

☆ 連絡先 ☆

淡路市役所 健康増進課 (市役所1号館12番窓口)

住所 : 淡路市生穂新島8番地 電話 : 0799-64-2541

